

## 青梅市福祉センターの指定管理者の指定について

青梅市福祉センターの指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成 30 年 12 月 3 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

### 記

- 1 公の施設の名称  
青梅市福祉センター
- 2 指定管理者となる団体  
東京都青梅市東青梅一丁目 177 番地 3  
社会福祉法人青梅市社会福祉協議会
- 3 指定の期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで